

昭和村統合小中学校建設場所提案業務

令和 5 年 8 月 18 日

目 次

- A・001：はじめに/昭和村学校施設の現況
- A・002：統合小中学校の施設規模の算定
- A・003：※1：小中学校設置基準
- A・004：※2：義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
- A・005：※3：小・中学校規模別校地面積基準表 ※4：近年の同種施設における実績値
- A・006：建設候補地選定のための検討項目
- A・007：建設候補地のプロット図
- A・008：地区別児童生徒数の分布
- A・009：昭和村防災マップ
- A・010：防災マップ詳細図
- A・011：昭和村包蔵区域
- A・012：建設候補地比較検討表



Fukushima Sekkei INC Architects , Engineers & Consultants

はじめに

現在における我が国は人口減少社会と少子高齢化の波が社会現象としておしよせています。

特に地方都市や郡部における少子化の傾向は加速度的な進捗を伴い進行していることから各自治体でも対策が急務とされています。

高度成長期以降に教室数の確保から量産された学校施設は空き教室が目立つと共に老朽化に伴う長寿命化改修など施設維持における課題と、地域における教育施設の合理化等の課題を抱えています。

昭和村では現在3つの小学校が各学区に存在し地区ごとに特色のある教育が行われていますが、令和元年からの「昭和村学校の在り方検討委員会」では次世代の昭和村を担う子ども達への教育効果の充実を第一に考え、より良い教育環境はどうあるべきかに重点をおき、議論を重ねてきました。

さらに、「昭和村小学校の統合に向けた検討委員会」では「昭和村の小学校3校を統合して1校とし、新しい場所に中学校と一体となった校舎を建設し、郷土愛を育む小中一貫校をつくる」ことを希望する提言が行われました。

そこで、本業務では新たな学びの場を造るために必要とされる校舎や体育館等の建築物の面積や、グラウンドや駐車場用地を含めた必要敷地面積の算出を行い、建設における最適地を村内に点在する候補地から選定するものとします。

選定では文部科学省の学校設置要件に適合する敷地であると共に、周囲の交通インフラの整備状況や災害時の安全性、通学における利便性など、様々な側面からシミュレーションを実施することで建設候補地の絞り込みを図るものとします。

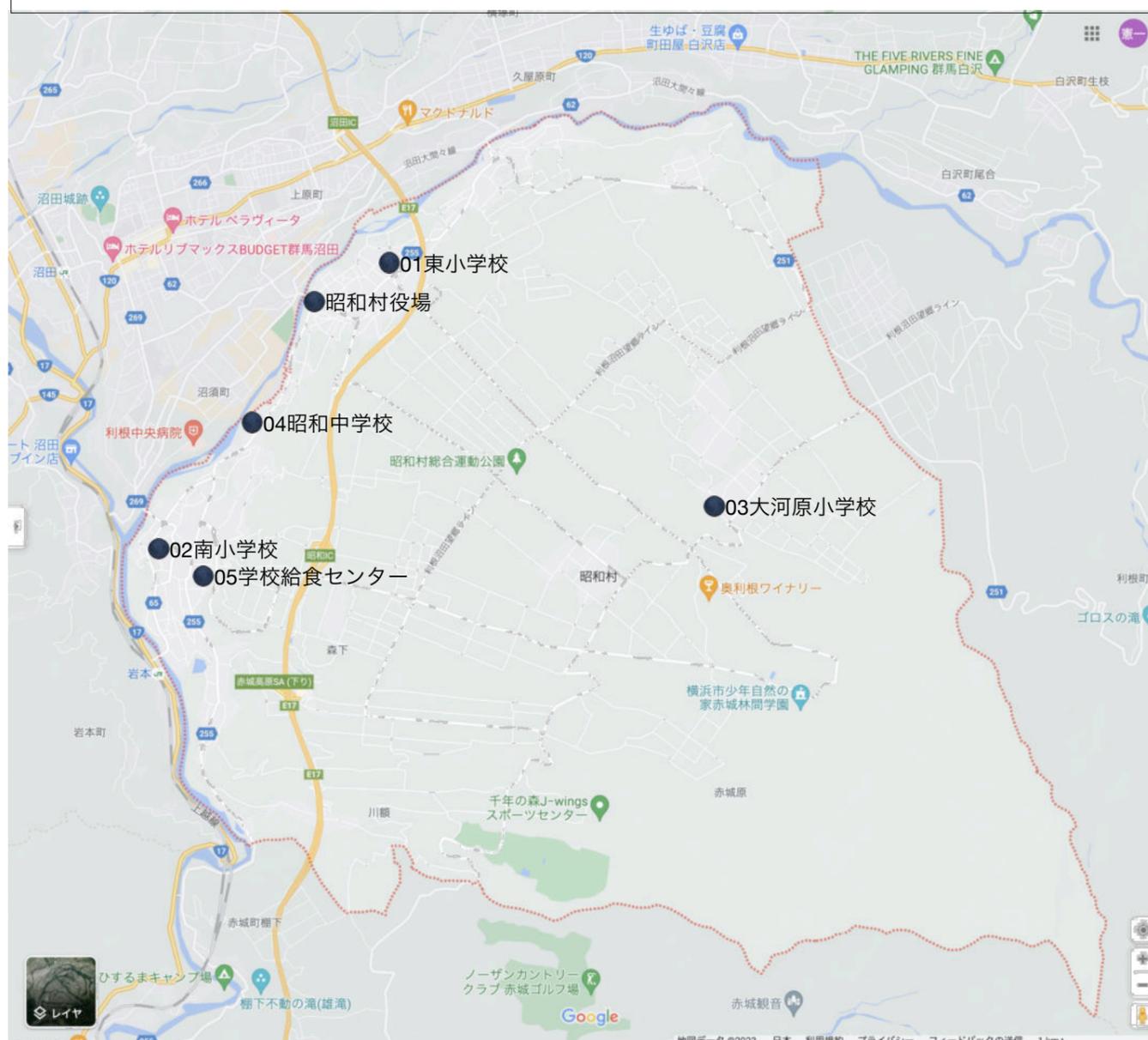
最後に本業務における検討結果が昭和村唯一の学校施設計画に有意義な資料として活用されることを期待します。

令和5年8月 株式会社 福島建築設計事務所

■昭和村学校施設の現況

	番号	施設名	延べ面積m ²	建築年度(代表棟)
学校教育系施設	01	東小学校	3,608(校舎)	1996(校舎)
	02	南小学校	4,904(校舎)	1994(校舎)
	03	大河原小学校	2,020(校舎)	1980(校舎)
	04	昭和中学校	5,305(校舎)	1990(校舎)
	05	給食センター	760	2001

※新耐震基準：1981（S56）6月1日以降の確認申請



昭和村立統合小学校、中学校整備計画における各基準面積の算定

敷地面積、校舎延べ面積、屋内運動場延べ面積における各面積の算定は以下の基準をもとに検討するものとします。

※1 「小中学校設置基準」 (平成14年3月29日 文部科学省令第15号)

※2 「義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」
(平成30年3月22日号外 政令第52号 (第9次改正))

※3 「小・中学校規模別校地面積基準表」
「公立学校施設整備費補助金(特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業) 交付要綱の運用細目」 (平成8年5月11日付け文教施第22号)より引用

※4 「近年の類似施設における実績値」

与条件：(R9年度予測) 下記で算出するものとします。

小学校児童数：285人、普通教室12学級 (6学年×2学級)

中学校生徒数：154人、普通教室6学級 (3学年×2学級)

算定結果

上記各基準を元に記載の面積が算出されました。

小学部専有敷地面積	中学部専有敷地面積	専有敷地面積
15,983m ²	13,573m ²	29,556m ² 以上要
小学部校舎延べ面積	中学部校舎延べ面積	校舎延べ面積
4,476m ²	3,552m ²	8,028m ² 以上要
小学部屋内運動場延べ面積	中学部屋内運動場延べ面積	屋内運動場延べ面積
919m ²	1,138m ²	2,057m ² 以上要

算定根拠

◆小学部専有敷地面積

※1： 運動場面積 $2400+10 \times (\text{児童数}285-240)=2,850\text{m}^2$

※3： (内訳 建物敷地面積：9,330m² 運動場面積：6,653m²)

専有敷地面積計=15,983m²

◆中学部専有敷地面積

※1： 運動場面積 =3,600m²

※3： (内訳 建物敷地面積：7,395m² 運動場面積：6,178m²)

専有敷地面積計=13,573m²

◆小学部校舎延べ面積

※1： 校舎面積 $500+5 \times (\text{児童数}285-40) =1,725\text{m}^2$

※2： 12学級 $3,881\text{m}^2+187\text{m}^2 \times (\text{学級数}12-12) =3,881\text{m}^2$

$3,881\text{m}^2+168\text{m}^2 \times \text{特別支援学級}3\text{学級} \times 1.18$ (少人数授業用教室加算係数)

=4,476m²

※特別支援学級3教室の根拠
特支は室定員8人とし、情緒・肢体の児童を4室設ける。ただし教室サイズは1/2教室とする。
さらに通級教室を2室(1/2教室サイズ)加算し、合計6教室となるが1/2教室であることから
実質3教室の加算とする。

※4： 実績値：12学級×348m² (実績面積の平均値) =4,176m²

◆中学部校舎延べ面積

※1： 校舎面積 $600+6 \times (\text{生徒数}154-40) =1,284\text{m}^2$

※2： 6学級 $3,181\text{m}^2+324\text{m}^2 \times (\text{学級数}6-6) =3,181\text{m}^2$

$3,181\text{m}^2+168\text{m}^2 \times \text{特別支援学級}2\text{学級} \times 1.105$ (少人数授業用教室加算係数)

=3,552m²

※4： 実績値：6学級×493m² (実績面積の平均値) =2,958m²

◆小学部屋内運動場面積

※2： 11学級<12学級<15学級 : 919m²

◆中学部屋内運動場面積

※2： 1学級<6学級<17学級 : 1,138m²

※1：小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科省令第十四号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200

※1：中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科省令第十五号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる

イ 校舎の面積

生徒数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

ロ 運動場の面積

生徒数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

※2：義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(H30年政令第52号による改正)

(学級数に応ずる必要面積)

第七条 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）、義務教育学校又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 特別支援学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（多目的教室を設ける小学校にあっては当該面積に一・一〇八（多目的教室のほかに少人数授業用教室を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合（以下この項において「少人数授業用教室等を設ける場合」という。）には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあっては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）

学校の種類	学級数	面積の計算方法
小学校	一学級及び二学級	769 平方メートル+279 平方メートル×(学級数-1)
	三学級から五学級まで	1,326 平方メートル+381 平方メートル×(学級数-3)
	六学級から十一学級まで	2,468 平方メートル+236 平方メートル×(学級数-6)
	十二学級から十七学級まで	3,881 平方メートル+187 平方メートル×(学級数-12)
	十八学級以上	5,000 平方メートル+173 平方メートル×(学級数-18)
中学校及び中等教育学校等	一学級及び二学級	848 平方メートル+651 平方メートル×(学級数-1)
	三学級から五学級まで	2,150 平方メートル+344 平方メートル×(学級数-3)
	六学級から十一学級まで	3,181 平方メートル+324 平方メートル×(学級数-6)
	十二学級から十七学級まで	5,129 平方メートル+160 平方メートル×(学級数-12)
	十八学級以上	6,088 平方メートル+217 平方メートル×(学級数-18)

二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小学校にあっては当該面積に一・一〇八（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあっては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）を加えた面積

三 義務教育学校 当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前二号の規定の例により計算した面積を合計した面積

3 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、小学校、中学校、中等教育学校等又は特別支援学校にあっては、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。ただし、当該学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積とする。

学校の種類	学級数	面積
小学校	一学級から十学級まで	八九四平方メートル
	十一学級から十五学級まで	九一九平方メートル
	十六学級以上	一、二一五平方メートル
中学校及び中等教育学校等	一学級から十七学級まで	一、一三八平方メートル
	十八学級以上	一、四七六平方メートル
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	九三二平方メートル
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	一、〇九七平方メートル

4 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、義務教育学校にあっては、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前項の規定の例により計算した面積を合計した面積とする。

5 法第六条第一項後段の規定に基づき当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行うべき補正は、一級積雪寒冷地域又は二級積雪寒冷地域にある学校の校舎又は屋内運動場について、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積を加えて行うものとする。

6 前項の一級積雪寒冷地域及び二級積雪寒冷地域は、気温及び積雪量を基準として、文部科学大臣が定める。

(児童生徒一人当たりの基準面積)

第八条 法第六条第二項の政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積は、中等教育学校等にあっては三一・三一平方メートル、特別支援学校にあっては、第三項に規定するものを除き、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第十六号）第三条第三項に規定する文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒（以下この条において「重複障害児童等」という。）以外の児童又は生徒（肢体不自由者である児童又は生徒を除く。）をその寄宿舎に収容するものについては二九・四二平方メートル、肢体不自由者である児童若しくは生徒又は重複障害児童等をその寄宿舎に収容するものについては三四・三六平方メートルとする。

※3：小・中学校規模別校地面積基準表

(単位:m²)

小学校															
学級数	基準面積			学級数	基準面積			学級数	基準面積			学級数	内訳		
	建物敷地	運動場	敷地面積		建物敷地	運動場	敷地面積		建物敷地	運動場	敷地面積		建物敷地	運動場	
1	6,570	3,006	3,564	16	19,871	11,793	8,078	31	30,271	19,401	10,870	46	40,396	26,853	13,543
2	7,041	3,477	3,564	17	20,639	12,264	8,375	32	30,902	19,854	11,048	47	41,027	27,306	13,721
3	7,512	3,948	3,564	18	21,406	12,852	8,554	33	31,534	20,307	11,227	48	41,659	27,759	13,900
4	8,221	4,419	3,802	19	22,037	13,305	8,732	34	32,165	20,760	11,405	49	42,290	28,212	14,078
5	9,048	4,890	4,158	20	22,668	13,758	8,910	35	32,796	21,213	11,583	50	42,921	28,665	14,256
6	10,400	5,886	4,514	21	23,299	14,211	9,088	36	33,427	21,666	11,761	51	43,552	29,118	14,434
7	11,228	6,357	4,871	22	23,930	14,664	9,266	37	34,058	22,117	11,939	52	44,183	29,571	14,612
8	12,055	6,828	5,227	23	24,562	15,117	9,445	38	34,715	22,576	12,118	53	44,815	30,024	14,791
9	12,883	7,299	5,584	24	25,193	15,570	9,623	39	35,347	23,035	12,296	54	45,446	30,477	14,969
10	13,710	7,770	5,940	25	25,824	16,023	9,801	40	36,009	23,494	12,474	55	46,077	30,930	15,147
11	14,537	8,241	6,296	26	26,455	16,476	9,979	41	36,699	23,953	12,652	56	46,708	31,383	15,325
12	15,364	8,712	6,653	27	27,086	16,929	10,157	42	37,339	24,412	12,830	57	47,339	31,836	15,503
13	16,191	9,183	7,009	28	27,717	17,382	10,336	43	38,000	24,871	13,009	58	47,971	32,289	15,682
14	17,018	9,654	7,366	29	28,348	17,835	10,514	44	38,661	25,330	13,187	59	48,602	32,742	15,860
15	17,845	10,125	7,722	30	28,979	18,288	10,692	45	39,322	25,789	13,365	60	49,233	33,195	16,038

中学校															
学級数	基準面積			学級数	基準面積			学級数	基準面積			学級数	内訳		
	建物敷地	運動場	敷地面積		建物敷地	運動場	敷地面積		建物敷地	運動場	敷地面積		建物敷地	運動場	
1	8,229	3,477	4,752	11	20,067	11,484	8,583	21	29,358	18,102	11,256	31	36,891	22,962	13,929
2	8,700	3,948	4,752	12	20,806	11,955	8,851	22	30,097	18,573	11,524	32	37,630	23,433	14,197
3	10,734	5,982	4,752	13	21,544	12,426	9,118	23	30,835	19,044	11,791	33	38,518	24,054	14,464
4	11,561	6,453	5,108	14	22,282	12,897	9,385	24	31,573	19,515	12,058	34	39,790	25,059	14,731
5	12,567	6,924	5,643	15	23,020	13,368	9,653	25	32,312	19,986	12,326	35	40,529	25,530	14,999
6	13,573	7,395	6,178	16	23,758	13,839	9,920	26	33,050	20,457	12,593	36	41,267	26,001	15,266
7	14,578	7,866	6,712	17	24,506	14,310	10,187	27	33,791	20,928	12,860	37	42,005	26,472	15,533
8	15,584	8,337	7,247	18	25,254	14,781	10,454	28	34,532	21,399	13,127	38	42,743	26,943	15,800
9	17,870	10,089	7,781	19	26,002	15,252	10,722	29	35,273	21,870	13,395	39	43,484	27,414	16,068
10	18,876	10,560	8,316	20	26,750	15,723	10,989	30	36,014	22,341	13,662	40	44,225	27,885	16,335

(注) 1.「公立学校施設整備費補助金(特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業)交付要綱の運用細目」(平成8年5月11日付け文教施第22号)より引用。
 2.実験実習地等がある場合は、被災した学校における敷地面積の「建物敷地及び運動場」面積(保有事業)に対する割合を乗じた面積とすることができる。

※4：近年の同種施設における実績値

※4：近年の同種施設における実績値									
小学 中学	学校名	竣工年度	学級数/学年		敷地面積	校舎 延べ面積	体育館 延べ面積	その他 延べ面積	1学級当たり 面積(校舎)
			(小学校換算)						
小	大胡小学校	2005	3	クラス/学年	14,345	6,567	1,184	0	365m ²
				計18クラス					
小	新治小学校	2008	2	クラス/学年	17,253	4,556	957	食堂棟：354 プール棟：144	380m ²
				計12クラス					
小	鳥之郷小学校	2009	3.5	クラス/学年	27,711	7,190	1,030	給食室：370	342m ²
				計21クラス					
小	下仁田小学校	2011	2	クラス/学年	15,868	4,118	906	プール棟：75	343m ²
				計12クラス					
小	万場小学校	2012	1	クラス/学年	9,876	1,993	900	0	332m ²
				計6クラス					
小	孺恋西部小	2014	2	クラス/学年	16,435	3,863	1,077	プール棟：119 卓球室：133	322m ²
				計12クラス					
小	利根小学校	2017	1	クラス/学年	8,728	2,091	535	プール棟：74	349m ²
				計6クラス					
中	前橋第七中	2007	5	クラス/学年 (2.5クラス/学年)	38,853	6,799	1,671	0	453m ²
				計15クラス					
中	皆野中学校	2008	3	クラス/学年 (1.5クラス/学年)	26,155	4,773	1,125	武道場：454	530m ²
				計9クラス					
中	前橋第五中	2014	5	クラス/学年 (2.5クラス/学年)	21,672	7,295	4,172	地域活動：159	486m ²
				計15クラス					
中	赤堀中学校	2014	7.6	クラス/学年 (3.8/学年)	45,311	10,246	1,650	武道場：507	445m ²
				計23クラス					
中	甘楽中学校	2015	3	クラス/学年 (1.6/学年)	40,267	5,485	2,017	給食C：1256 防災交流：706 武道場：419	549m ²
				計10クラス					

※小学校における1学級当たりの校舎実績面積の平均値は348m²
 ※中学校における1学級当たりの校舎実績面積の平均値は493m²

小中学校建設用地として最適な候補地を選定するため、以下に示す6つの項目について村内各所に点在する用地の比較検討を実施するものとします。

前提条件

小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

最終改正：平成一九年一月二五日文部科学省令第四〇号

中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

最終改正：平成一九年一月二五日文部科学省令第四〇号

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第七条

小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第八条

校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（その他の施設）

第十条

小学校（中学校）には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

比較検討項目

①：必要専有面積以上の敷地が確保できる

A・002「統合小中学校の施設規模の算定」により算出された、専有敷地面積の数値以上の面積が確保され、かつ、校舎延べ面積・屋内運動場延べ面積の数値以上の建築物、グラウンド、駐車場等の各機能が無理なく安全にゾーニング可能な敷地であること。

- ・専有敷地面積：小学部 15,983m²、中学部 13,573m² 計29,556m²以上
- ・校舎延べ面積：小学部 4,476m²、中学部 3,552m² 計8,028m²
- ・屋内運動場延べ面積：小学部 919m²、中学部 1,138m² 計2,057m²
- ・グラウンド：200mトラック、100m直線走路、少年野球、サッカー等
- ・駐車場：教職員用及び来校者用（100台～120台程度）
- ・生徒用駐輪場：150台以上
- ・地域との共創空間の確保

②：文部科学省が推奨する通学距離および通学時間である

通学距離に関する法令基準等

（1）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（適正な学校規模の条件）

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は次の各号に掲げるものとする。
二 通学距離が小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

（2）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（H27.1文部科学省）

徒歩や自転車による通学距離としては小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられる。適切な交通手段が確保でき、かつ、遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、判断を行うことが妥当と考えられる。

③：登下校時の時間を尊重すると共に遠距離通学者に対する配慮を両立させる

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが重要である。

登下校における自宅と学校とを移動する行程や時間は、児童生徒にとって学校生活の重要な役割を担うと言われている。安全な通学路であることを前提とした徒歩や自転車での通学は、自然観察の場や異年齢交流の場であり、社会性や人間形成を図る上で学校内での時間とは異なる大切な場である。できるだけ徒歩通学可能な地域に計画することが推奨されるが、学区が広範囲になると遠距離通学の地域も生じる。遠距離通学の児童生徒はスクールバス運行による安全確保と負担軽減に配慮する必要が求められる。スクールバスによる運行ルートが増えるとバス購入費や維持費にコストを要する。

④：災害等における安全が確保できる

学校施設は児童生徒の安全を確保する学び舎であると共に、災害時は地域の避難場所、避難所として地域住民を受け入れる役割を併せ持つ重要な施設である。建設場所の選定は、想定される自然災害に対し最小限のリスク計画に基づいた敷地を検討すべきである。

- ・地震：安定した地耐力を有し断層や段丘に近接しないことで不動沈下等のリスクを排除
- ・水害：長雨やゲリラ豪雨による河川増水等のリスクを排除
- ・土砂災害：土砂災害警戒区域（特別警戒区域）における急傾斜地の崩壊や土石流のリスクを排除

⑤：文化財調査、農振除外、開発許可申請等の法的手続きが比較的容易である

都市計画区域外、一万平方メートル超の敷地は開発許可申請が必要である。建築物建設までに一定数の法適手続き期間を要することから文化財埋蔵調査の見込みが少ない包蔵地を避けることや農振除外、開発許可申請等に必要以上の時間を要しない計画地の選定が望ましい。

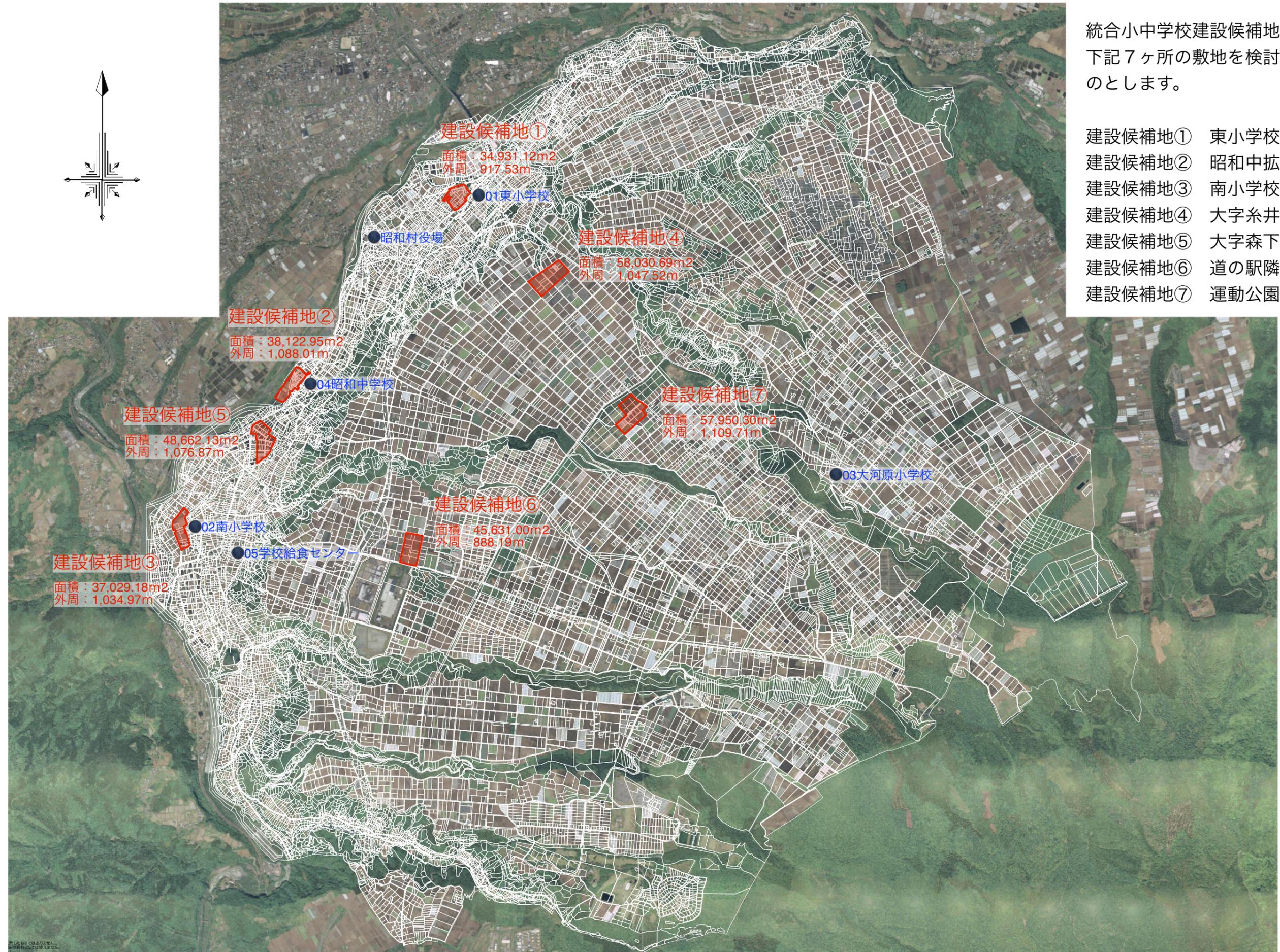
⑥：用地取得が比較的容易であり周辺道路整備やインフラ整備にコストを要しない

専有敷地面積として3万平方メートル級の敷地面積を確保することから、取得に係る費用と時間を抑えられる敷地であると共に、敷地周囲の道路整備状況や、上下水、電力供給、通信等のインフラ整備状況を確認し整備にコストを要しない計画地の選定が望ましい。



統合小中学校建設候補地として
下記7ヶ所の敷地を検討するもの
とします。

- 建設候補地① 東小学校拡張地
- 建設候補地② 昭和中拡張地
- 建設候補地③ 南小学校拡張地
- 建設候補地④ 大字糸井地内
- 建設候補地⑤ 大字森下地内
- 建設候補地⑥ 道の駅隣接地
- 建設候補地⑦ 運動公園隣接地



建設候補地①

面積：34,931.12m²
外周：917.53m

●01東小学校

建設候補地④

面積：58,030.69m²
外周：1,047.52m

建設候補地②

面積：38,122.95m²
外周：1,088.01m

●04昭和中学校

建設候補地⑤

面積：48,662.13m²
外周：1,076.87m

●02南小学校

●05学校給食センター

建設候補地③

面積：37,029.18m²
外周：1,034.97m

建設候補地⑥

面積：45,631.00m²
外周：888.19m

建設候補地⑦

面積：57,950.30m²
外周：1,109.71m

●03大河原小学校

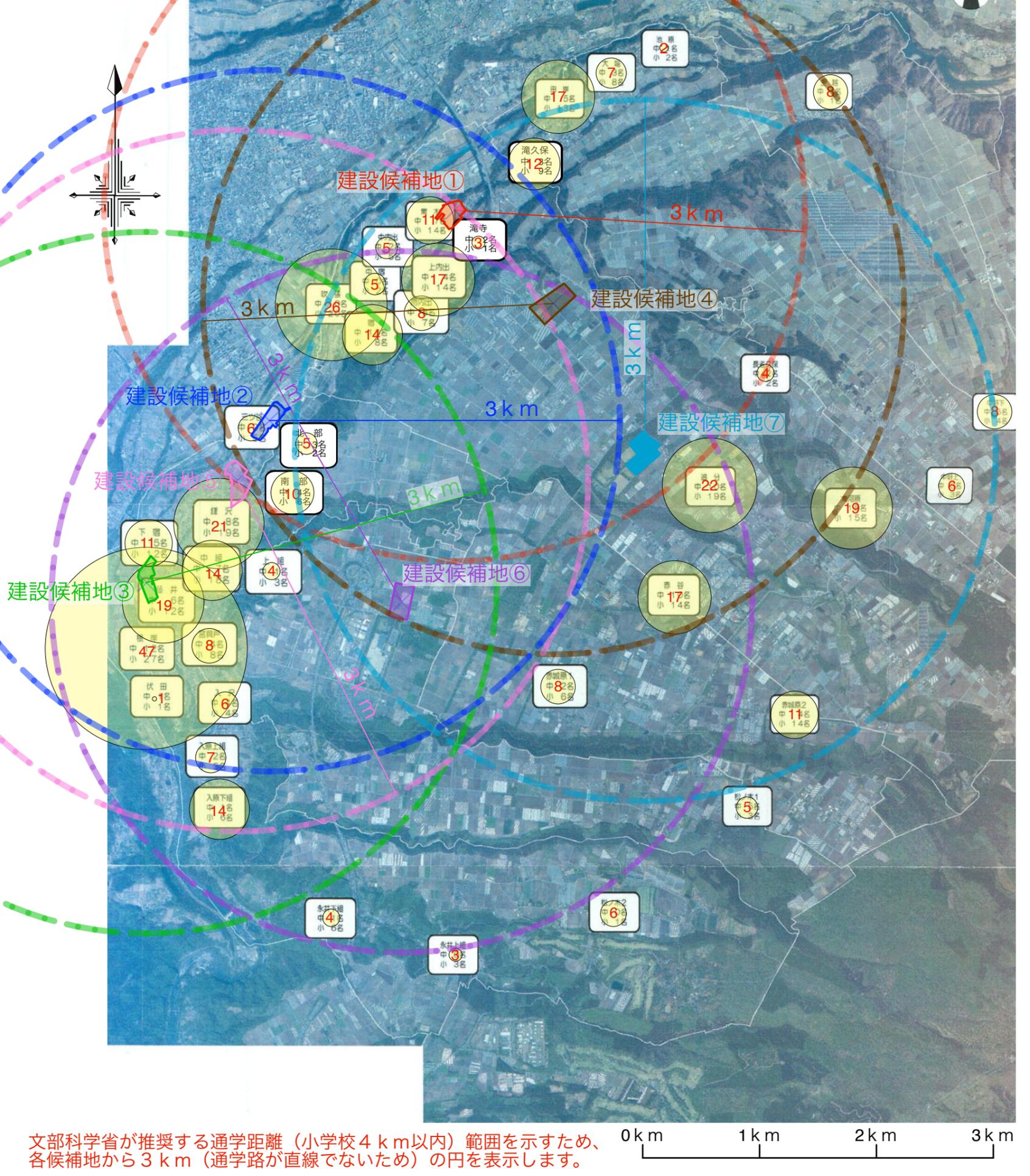
0 1 km 2 km 3 km 4 km 5 km 6 km

	永井上組	永井下組	入原上組	入原下組	藤井	高戸戸	柳岸	伏田	鎌沢	上郷	中郷	下郷	入沢	三ツ谷
	0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0010	0011	0012	0013	0014	0015
高1	0	0	0	1	1	0	8	0	2	2	4	0	0	5
中3	0	0	1	0	1	2	2	1	5	1	1	3	2	3
中2	0	0	1	1	3	2	5	0	0	0	3	1	1	5
中1	0	1	0	0	2	0	5	0	3	0	3	1	1	1
小6	0	2	1	0	3	2	2	1	3	0	3	4	0	2
小5	1	0	2	0	1	2	5	0	5	1	4	0	2	1
小4	0	0	0	1	1	0	6	0	2	1	2	2	0	0
小3	1	2	1	0	1	1	6	0	2	0	3	2	1	0
小2	0	1	1	3	4	3	3	0	2	1	4	2	1	2
小1	1	1	0	2	2	0	5	0	5	0	2	2	0	0
5歳	0	0	0	1	2	1	4	0	1	0	3	1	0	0
4歳	0	0	2	2	2	0	6	1	3	0	3	0	0	1
3歳	0	0	1	3	5	1	8	0	0	1	1	1	1	1
2歳	0	0	0	2	1	0	4	0	1	0	2	1	1	1
1歳	0	0	0	1	0	2	7	0	1	0	3	0	1	0
中学生	0	1	2	1	6	4	12	1	8	1	7	5	4	9
小学生	3	6	5	6	12	8	27	1	19	3	18	12	4	5
令和9年度	3	4	7	14	19	8	47	1	21	4	24	11	6	6
中学生	2	2	3	1	3	3	17	0	9	2	9	4	3	1
小学生	1	2	4	13	16	5	30	1	12	2	15	1	3	5
28														

	北部	南部	吹張	菅	中菅	中内出	常木	滝寺	南内出	上内出	田岸	大野	瀬久保	池原	生越
	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026	0027	0028	0029	0030
高1	0	0	1	0	0	0	2	1	0	2	2	4	1	0	1
中3	0	3	0	5	0	0	2	1	0	0	1	0	2	1	0
中2	2	0	1	5	0	2	3	1	2	3	2	0	0	0	1
中1	0	1	9	3	0	0	2	0	1	1	2	3	1	0	0
小6	0	2	2	2	0	2	5	0	1	4	2	1	2	1	0
小5	1	2	5	1	0	0	3	1	2	2	2	0	1	0	0
小4	0	1	5	1	0	0	3	0	1	2	2	1	2	0	0
小3	2	1	3	3	1	1	2	1	1	3	2	1	1	1	0
小2	0	2	3	1	0	1	0	0	1	2	0	2	1	0	0
小1	0	2	2	0	1	1	1	0	1	3	4	2	2	0	1
5歳	1	1	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0
4歳	1	0	1	2	0	1	1	0	1	5	4	0	0	1	4
3歳	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	2	0	1
2歳	0	1	1	2	1	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
1歳	0	1	4	1	0	1	1	0	0	1	2	0	1	0	0
中学生	2	4	10	13	0	2	7	2	3	4	5	3	3	1	1
小学生	3	10	20	8	2	5	14	2	7	14	13	8	9	2	1
令和9年度	5	10	24	14	5	5	11	3	8	17	17	7	12	2	8
中学生	3	4	13	5	1	1	8	2	4	5	3	4	1	0	0
小学生	2	6	11	9	4	4	3	1	4	12	10	4	8	1	8
38 24 25 46															

	中野下	中野上	長善久保	大河原	追分	赤谷	赤城原1	赤城原2	松ノ木1	松ノ木2	
	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039	0040	0041
高1	1	1	0	4	2	1	2	0	1	0	50
中3	3	1	1	3	4	4	2	1	1	0	57
中2	1	1	1	6	3	4	0	2	2	0	64
中1	1	1	0	6	3	2	0	1	2	0	56
小6	1	0	1	4	6	3	3	0	0	0	68
小5	1	0	0	1	3	2	1	0	1	0	53
小4	1	0	1	2	4	1	0	3	0	0	45
小3	1	2	0	4	1	3	0	2	0	0	56
小2	0	1	0	2	3	1	1	5	1	1	55
小1	0	0	0	2	2	4	1	1	1	0	51
5歳	2	0	0	2	2	3	2	4	1	2	44
4歳	0	0	3	2	3	1	1	2	1	2	56
3歳	1	1	0	2	2	1	1	3	0	1	46
2歳	2	2	0	2	2	1	1	1	0	0	33
1歳	1	0	0	2	2	1	2	2	0	0	37
中学生	5	3	2	15	10	10	2	4	5	0	177
小学生	4	3	2	15	19	14	6	14	3	1	328
令和9年度	11	6	4	19	22	17	8	21	5	6	154
中学生	3	2	1	7	8	6	1	5	1	0	0
小学生	5	4	3	12	14	11	7	16	4	6	286
37 39 40											

令和9年度中学生数
令和9年度小学生数



文部科学省が推奨する通学距離（小学校4 km以内）範囲を示すため、各候補地から3 km（通学路が直線でないため）の円を表示します。

警戒レベル

警戒レベル	情報の名称	主に求められる行動
高い レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！
危険度 レベル4	避難指示	危険な場所から 全員避難！
レベル3	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難！
レベル2	大雨・洪水・高潮注意報	自らの避難行動を確認
低い レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める

警戒レベル4までに必ず避難！

凡例

■	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
■	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
■	土砂災害特別警戒区域（土石流）
■	土砂災害警戒区域（土石流）
■	土砂災害警戒区域（地すべり）※該当なし

(想定される水深)	
■	10～20m 未満
■	5～10m 未満
■	3～5m 未満
■	0.5～3m 未満
■	～0.5m 未
■	河川等範囲

この地図は、大雨により片品川が増水し堤防が決壊した場合等を想定したものと、大雨による土砂災害の危険がある場所を示したものです。いざという時は、あなた自身の判断と行動が重要です。日頃から避難が必要になったときに備え、避難場所、避難ルートや連絡先等を確認しておきましょう。

情報入手先

防災行政無線

- 村内 24 カ所に「屋外スピーカー（一部モーターサイレンあり）」を設置。
- 各地区の住民センター等に「戸別受信機」設置。

雨量監視システム

URL: <http://shouwa-staff.tenki.ne.jp/>

登録すればメールで届きます...

集メール

[配信情報]

- 気象警報、大規模地震、避難情報
- 火災情報、行政情報
- ゲリラ・特殊部隊攻撃情報・大規模テロ情報、弾道ミサイル情報

「集メール」の登録はこちら

緊急告知 FM ラジオ

- 自動的に起動して最大音量で情報が伝達されます。
- 緊急ランプが点灯。非常用照明としても利用可。
- 屋外の風雨に影響されません。
- 沼田エフエム放送 (FM-OZE) 利用可。
- ※購入は役場まで。
- 1台 2,500円 (村補助込み)。

テレドーム

☎0180-992-898

キュウキュウニヤクバ

※放送後 24 時間が経過するまで情報を確認できます。

聴く

見る

テレビ・ラジオ

インターネット

避難場所

想定地区	避難場所	がけ崩れ 土砂流 地滑り	地震	洪水	責任者 (管理者)
永井地区	①永井住民センター	⊗	○	○	区 長
入原地区	②子育て保育園	○	○	○	園 長
川額地区	③昭和村南小学校体育館	○	○	○	校 長
森下地区	④昭和村社会体育館	⊗	○	○	教育長
椽久保地区	⑤昭和村中学校体育館	⊗	○	⊗	校 長
糸井地区	⑥昭和村公民館	○	○	○	館 長
	⑦昭和村東小学校体育館	○	○	○	校 長
貝野瀬地区	⑧貝野瀬構造改善センター	○	○	○	区 長
生越地区	⑨生越スポーツ交流施設	○	○	○	区 長
中野地区	⑩昭和村大河原小学校 体育館	○	○	○	校 長
大河原地区					
長者久保地区					
追分地区	⑪追分住民センター	○	○	○	区 長
赤谷地区	⑫赤谷住民センター	○	○	○	区 長
赤城原地区	⑬赤城原区民館	○	○	○	区 長
松ノ木地区	⑭松ノ木平第1住民センター	○	○	○	区 長
	⑮松ノ木平第2住民センター	○	○	○	区 長

凡例 [地図記号]

■	役場、診療所
■	高速道路
■	国道
■	主要地方道
■	一般県道
■	市町村界



「土砂災害警戒区域」(最新版、群馬県)
 「利根川水系片品川園原ダム下流河川浸水想定図」(令和2年6月12日、国土交通省関東地方整備局)

凡例 [地図記号]	
	役場、診療所
	高速道路
	国道
	主要地方道
	一般県道
	市町村界

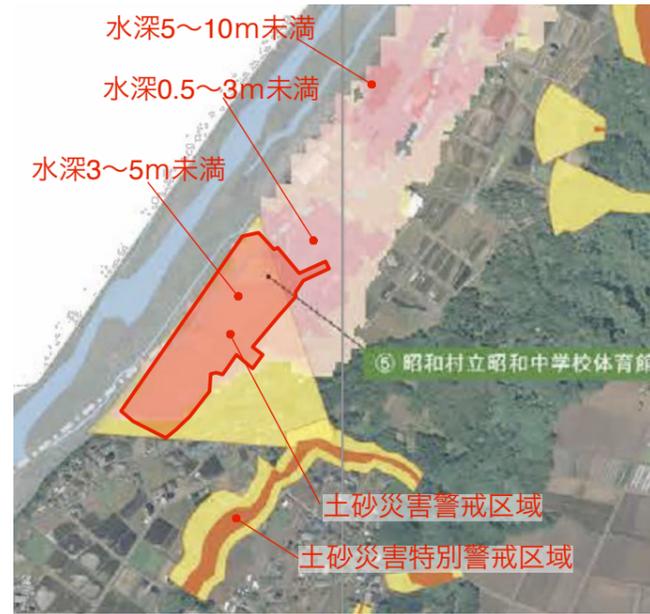
凡例	
	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
	土砂災害特別警戒区域 (土石流)
	土砂災害警戒区域 (土石流)
	土砂災害警戒区域 (崩壊等) ※該当なし
(想定される水深)	
	10～20m未満
	5～10m未満
	3～5m未満
	0.5～3m未満
	～0.5m未満
	河川等範囲

建設候補地①②③は、土砂災害警戒区域内に位置する。

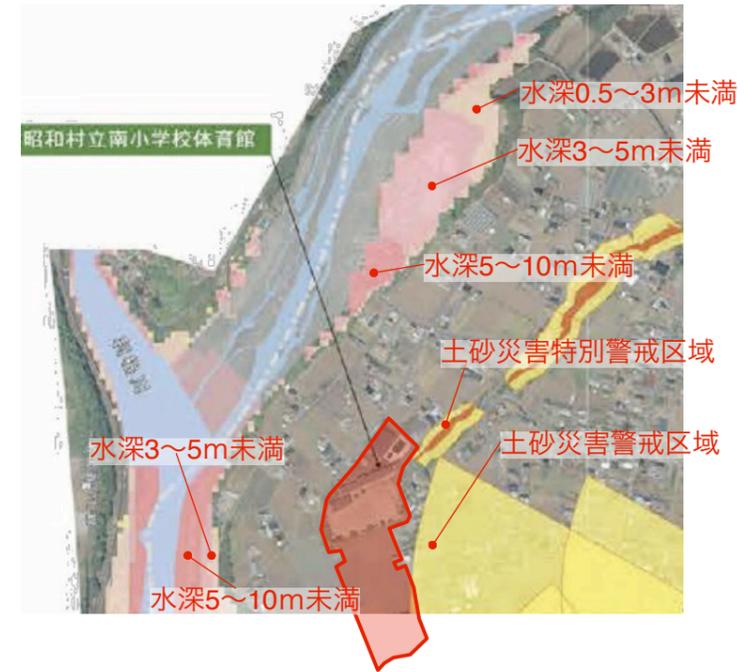
さらに建設候補地②は浸水想定区域に該当し、最大3m～5m未満の水深が想定される。



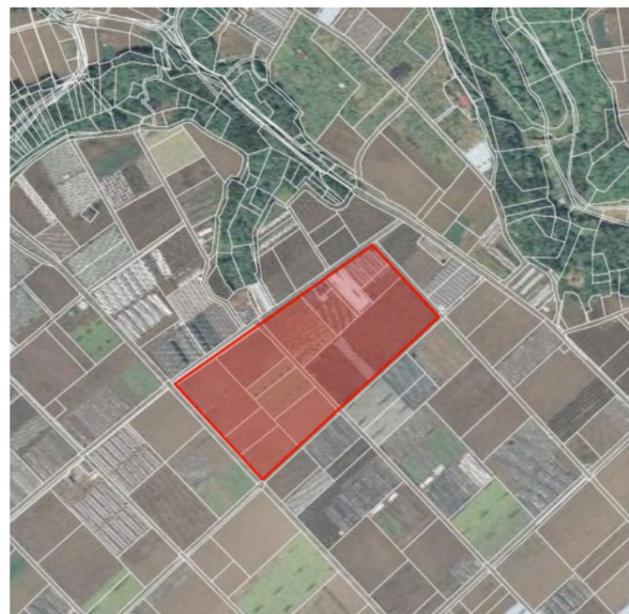
建設候補地①
東小学校拡張地



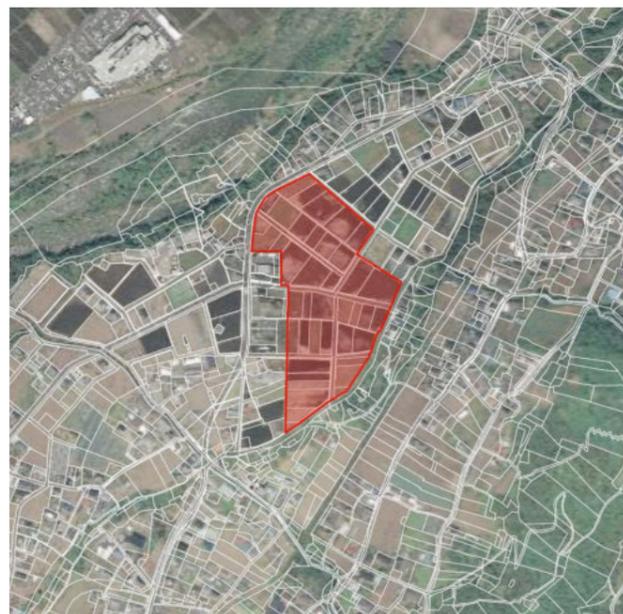
建設候補地②
昭和中学校拡張地



建設候補地③
南小学校拡張地



建設候補地④
大字糸井地内



建設候補地⑤
大字森下地内



建設候補地⑥
道の駅隣接地

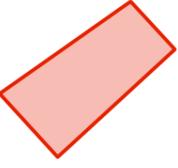
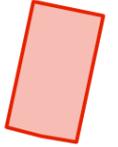


建設候補地⑦
運動公園隣接地



※赤い点が包蔵区域（埋蔵文化財の可能性のある区域）を表す
 ※無地の地域でも未調査のエリアも含まれているため包蔵の可能性もある。

昭和村包蔵区域

比較検討項目	建設候補地①	建設候補地②	建設候補地③	建設候補地④	建設候補地⑤	建設候補地⑥	建設候補地⑦
	東小学校拡張地	昭和中学校拡張地	南小学校拡張地	大字糸井地内	大字森下地内	道の駅隣接地	運動公園隣接地
敷地形状							
敷地面積 敷地外周延長距離	面積：34,931.12m ² 外周：917.53m	面積：38,122.95m ² 外周：1,088.01m	面積：37,029.18m ² 外周：1,034.97m	面積：58,030.69m ² 外周：1,047.52m	面積：48,662.13m ² 外周：1,076.87m	面積：45,631.00m ² 外周：888.19m	面積：57,950.30m ² 外周：1,109.71m
① 必要専有面積以上の敷地が確保できる	約3万m ² 超の敷地面積を有するが、既存校舎を活用しながらの現地建替計画が求められるため、児童の安全確保と土地利用計画に制限が生じる。不整形な敷地のため必要とされる専有敷地面積を超過する整備計画となる可能性がある。△2	約3万m ² 超の敷地面積を有するが、既存校舎を活用しながらの現地建替計画が求められるため、児童の安全確保と土地利用計画に制限が生じる。不整形な敷地のため必要とされる専有敷地面積を超過する整備計画となる可能性がある。△2	約3万m ² 超の敷地面積を有するが、既存校舎を活用しながらの現地建替計画が求められるため、児童の安全確保と土地利用計画に制限が生じる。不整形な敷地のため必要とされる専有敷地面積を超過する整備計画となる可能性がある。△2	約5万m ² 超の広大な敷地面積を有し、敷地形状も整っているため、配置計画的には制限なく自由度も高い。敷地面積は3万m ² 超で充足することから余剰スペースの活用も可能である。◎4	約4万m ² 超の敷地面積を有するが、敷地形状が整形でないため校舎等の建築物や校庭の配置計画に工夫を要する。不整形な敷地のため、必要とされる専有敷地面積を超過する整備計画となる可能性がある。◎3	約4万m ² 超の広大な敷地面積を有し、敷地形状も整っているため、配置計画的には制限なく自由度も高い。敷地面積は3万m ² 超で充足することから余剰スペースの活用も可能である。◎4	約5万m ² 超の広大な敷地面積を有し、敷地形状も整っているため、配置計画的には制限なく自由度も高い。敷地面積は3万m ² 超で充足することから余剰スペースの活用も可能である。◎4
② 文部科学省が推奨する通学距離および通学時間である	村内でも比較的児童数の多い吹張や上内出地区を有するエリアであるが、児童数の多い現南小学校区からの児童の通学距離が4km超となり推奨距離を超える。△2	村内でも比較的児童数の多い現東小学校区および現南小学工区の両地域が、児童の推奨通学距離4km内に含まれる。また中学生の通学においても自転車通学6kmにおける対象区域内の生徒数が多い。◎4	村内でも比較的児童数の多い根岸や鎌沢、藤井地区を有するエリアであるが、児童数の多い現東小学校区からの児童の通学距離が4km超となり推奨距離を超える。△2	人口の多い低位段丘地域でなく、農耕地の広がる段丘地域に位置する敷地である。児童数の多い現南小学校区が推奨通学距離4kmを超えると共に、標高差があるため徒歩通学、自転車通学の難易度が高い。△2	村内でも比較的児童数の多い現東小学校区および現南小学工区の両地域が、児童の推奨通学距離4km内に含まれる。また中学生の通学においても自転車通学6kmにおける対象区域内の生徒数が多い。◎4	人口の多い低位段丘地域でなく、農耕地の広がる段丘地域に位置する敷地である。児童数の多い現南小学校区および南小学工区の両地域を推奨通学距離4km内に包含するが標高差があるため徒歩通学の難易度が高い。△2	人口の多い低位段丘地域でなく、農耕地の広がる段丘地域に位置する敷地である。児童数の多い現南小学校区が推奨通学距離4kmを超えると共に、標高差があるため徒歩通学、自転車通学の難易度が高い。△2
③ 登下校時の時間を尊重すると共に遠距離通学者に対する配慮を両立させる	現東小学校区の児童生徒は徒および自転車通学可能であり、登下校時の有意義な時間が確保されるが、その他の地域はスクールバス運行による登下校に依存する可能性が高い。◎3	人口の多い低位段丘の中央付近に位置することから、多くの徒歩通学者や自転車通学者が見込める。段丘地域からの通学はスクールバス運行となるが最小限の運行ルートによる経費節減にも寄与することが可能。◎4	現南小学校区の児童生徒は徒および自転車通学可能であり、登下校時の有意義な時間が確保されるが、その他の地域はスクールバス運行による登下校に依存する可能性が高い。◎3	段丘地域に位置する敷地であることから、標高差を克服するため徒歩通学や自転車通学の自力通学は困難である。スクールバス運行も村内全域を網羅させるため経費も見込まれる。△2	人口の多い低位段丘の中央付近に位置することから、多くの徒歩通学者や自転車通学者が見込める。段丘地域からの通学はスクールバス運行となるが最小限の運行ルートによる経費節減にも寄与することが可能。◎4	段丘地域に位置する敷地であることから、標高差を克服するため徒歩通学や自転車通学の自力通学は困難である。スクールバス運行も村内全域を網羅させるため経費も見込まれる。△2	段丘地域に位置する敷地であることから、標高差を克服するため徒歩通学や自転車通学の自力通学は困難である。スクールバス運行も村内全域を網羅させるため経費も見込まれる。△2
④ 災害等における安全が確保できる	敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかる。大雨や長雨時に土石流や急傾斜地崩壊のリスクを伴う可能性がある。片品川増水による浸水被害の可能性は低い。地耐力は比較的良好。△2	敷地の全てが土砂災害警戒区域にかかる。大雨や長雨時に土石流や急傾斜地崩壊のリスクを伴う可能性が大いにある。片品川増水による浸水被害の可能性が高く、3～5m未満の水深が見込まれる。地耐力は非常に良好。×1	敷地に近接部が土砂災害警戒区域にかかる。大雨や長雨時に土石流や急傾斜地崩壊のリスクを伴う可能性がある。片品川増水による浸水被害の可能性は低い。地耐力は比較的良好。△2	高台の平坦地であるため土砂災害警戒区域にかからず災害のリスクは低い。片品川増水による浸水被害の可能性は無い。地耐力は地質調査により判断を要する。避難所としての立地に課題有。◎3	土砂災害警戒区域にかからず災害のリスクは低い。片品川増水による浸水被害の可能性は低い。地耐力は地質調査により判断を要する。◎4	高台の平坦地であるため土砂災害警戒区域にかからず災害のリスクは低い。片品川増水による浸水被害の可能性は無い。地耐力は地質調査により判断を要する。◎3	高台の平坦地であるため土砂災害警戒区域にかからず災害のリスクは低い。片品川増水による浸水被害の可能性は無い。地耐力は地質調査により判断を要する。◎3
⑤ 文化財調査、農振除外、開発許可申請等の法的手続きが比較的容易である	文化財の埋蔵の可能性のある包蔵区域に該当する。試掘調査等に時間を要することや、文化財出土時は配置計画の変更も考えられる。農振除外、開発許可申請の手続きを要する。△2	文化財の埋蔵の可能性のある包蔵区域に該当しない。農振除外、開発許可申請の手続きを要する。◎4	文化財の埋蔵の可能性のある包蔵区域に該当する。試掘調査等に時間を要することや、文化財出土時は配置計画の変更も考えられる。農振除外、開発許可申請の手続きを要する。△2	文化財の埋蔵の可能性のある包蔵区域に該当しない。農振除外、開発許可申請の手続きを要する。◎4	文化財の埋蔵の可能性のある包蔵区域に該当しない。農振除外、開発許可申請の手続きを要する。◎4	文化財の埋蔵の可能性のある包蔵区域に該当しない。農振除外、開発許可申請の手続きを要する。◎4	文化財の埋蔵の可能性のある包蔵区域に該当しない。農振除外、開発許可申請の手続きを要する。◎4
⑥ 用地取得が比較的容易であり周辺道路整備やインフラ整備にコストを要しない	取得予定地に建築物や工作物は存在せず基本的に田畑であるため用地取得は比較的容易。東小拡張地のため周辺道路やインフラ整備は既に整備済み。◎4	取得予定地に建築物や工作物は存在せず基本的に田畑であるため用地取得は比較的容易。昭和中拡張地のため周辺道路やインフラ整備は既に整備済み。◎4	取得予定地に建築物や工作物は存在せず基本的に田畑であるため用地取得は比較的容易。南小拡張地のため周辺道路やインフラ整備は既に整備済み。◎4	取得予定地に建築物や工作物は存在せず基本的に田畑であるため用地取得は比較的容易。敷地周辺は全て農耕地のため学校整備に伴い周辺道路整備やインフラ整備にコストと時間を要する。△2	取得予定地に建築物や工作物は存在せず基本的に田畑であるため用地取得は比較的容易。県道下久屋・渋川線に接道し、周辺道路整備・インフラ整備にコストを要しない。◎4	取得予定地に建築物や工作物は存在せず基本的に田畑であるため用地取得は比較的容易。道の駅に隣接するため周辺道路やインフラ整備は既に整備済み。◎3	取得予定地に建築物や工作物は存在せず基本的に田畑であるため用地取得は比較的容易。運動公園に隣接するため周辺道路やインフラ整備は既に整備済み。◎3
総合評価	15	19	15	17	23	18	18
・大変優れている：5 ・優れている：4 ・普通：3 ・課題が残る：2 ・支障がある：1	考察	・災害時の安全性が確保出来ないため学校施設として、または避難所として支障がある。 ・昭和中拡張地のため人口の多いエリアの中央に位置し通学距離や通学時間に支障なく、村内のすべての地域に対し、偏りのない立地といえる。	・南小拡張地のため現南小学校区の住民に違和感はないが、村内全域から見ると立地に偏りを感じる。 ・現地建替のため敷地は拡張されるが配置計画に難易度は高く、児童の安全管理が求められる。 ・避難所としても立地的に十分とはいえない。	・段丘地域の農耕地を新たに開発し計画するため、都市環境整備にコストと時間を要する。 ・雑多な環境が排除された美しい昭和村の風景の中での学び舎整備は魅力があるが、児童生徒の通学とスクールバス運行による経費負担に課題が残る。	・人口の多いエリアの中央に位置し通学距離や通学時間に支障なく、村内のすべての地域に対し、偏りのない立地といえる。 ・災害のリスクや文化財埋蔵の可能性も低く、都市整備環境も整っていることから建築計画にも支障が少ない。	・昭和ICや集客のある道の駅に隣接する敷地であることから、一体的整備を図ることによって昭和村としての魅力発信の場となり得る敷地。 ・人口の多い低位段丘地域から距離を有するため、ほぼ全ての児童生徒はスクールバスによる通学となる。	・村の公共施設である運動公園に隣接する敷地であることから屋外環境施設の相互利用や利用率向上に期待が持てる敷地である。 ・人口の多い低位段丘地域から距離を有するため、ほぼ全ての児童生徒はスクールバスによる通学となる。